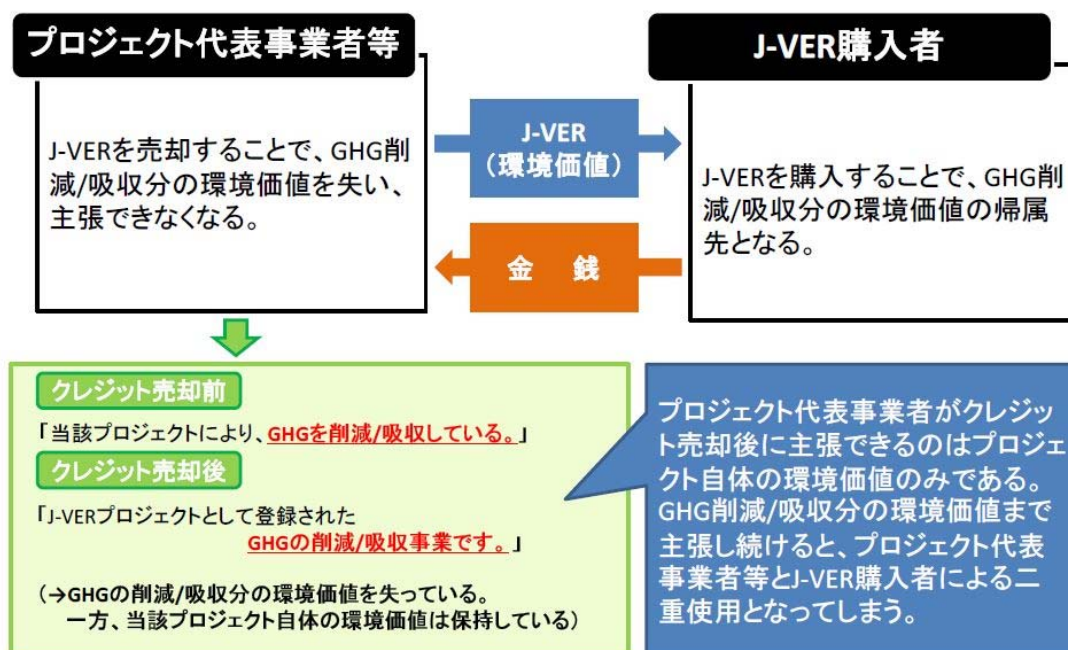


「広島県県有林における間伐促進プロジェクト」における  
プロジェクト対象森林の譲渡におけるダブルカウント防止措置に関する確認覚書

当該森林は、オフセット・クレジット（J-VER）制度において広島県をプロジェクト代表事業者とする「広島県県有林における間伐促進プロジェクト～芸北水源の森 森林吸収プロジェクト～（登録番号：----）」（以下、「本プロジェクト」という。）において既に環境価値がクレジット化されている。

当該森林に対して行われた本プロジェクトに伴う環境価値は、「譲渡対象森林の現況」に記載の環境価値の帰属先に帰属するものであり、当該森林の譲渡によって本プロジェクトに伴う環境価値は付随しない。

従って、当該森林の譲渡により、森林の所有権は譲受人たる〇〇〇〇〇〇（以下、「乙」という）に帰属するが、本プロジェクトに伴う環境価値は「譲渡対象森林の現況」の環境価値の帰属先欄に記載の者に帰属している。



※ 環境省 オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則 Ver.3.0 より

また、オフセット・クレジット（J-VER）制度利用約款 森林管理プロジェクト特約に従い、当該森林の譲渡以降、所有者たる乙は、平成 35 年 3 月 31 日までの間に、土地転用（収用などの避けがたい土地転用を除く）及び不適切な主伐（方法論 R001 ならびに R002 における適格性基準条件 2 に反する主伐及び伐採後の放棄）等温室効果ガス吸収量を消失させる行為を行ってはならない。

さらに、当該森林の譲渡以降、平成 35 年 3 月 31 日までの間に、第三者に当該森林を再

譲渡する契約を行う際には、譲受人に本覚書の内容を継承させることとする。

当該森林は以下の通りである。

「譲渡対象森林の現況」

所在地	林小班番号	所有者	環境価値の帰属先

以上を合意した証として、本書面を 2 通作成し、甲乙署名捺印の上、各々 1 通を所持する。

平成 年 月 日

甲 住所 広島県広島市中区基町 10 - 52  
氏名 広島県  
広島県知事 ○○ ○○

乙 住所  
氏名

以上